四　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　一三四

五　〃　一五六

○経済産業省

九五　電気用品安全法第三十四条の規定による届出があった件　一五

九六　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　一五

九七　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　一五

九八　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件　一六

九九　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件　一六

一〇〇　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　一六

一〇一　燃料油メーター及び液化石油ガスメーターの外部装置との接続試験の方法についての告示を廃止する件　一97二〇

一〇二　計量法施行規則第三十条第二項第六号の規定に基づき経済産業大臣が別に定める基準を廃止する件　一97二〇

一〇三　消費生活用製品安全法第二十一条の規定による届出があった件　一97二〇

一〇四　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき、学校の認定を行った件　二六

一〇五　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件　二六

一〇六　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき、認定を受けた学校の学科名の変更届出があった件　二六

一〇七　エネルギー基本計画が変更された件　二98

一〇八　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件　八三

一〇九　ソフトウエア等脆弱性関連情報取扱基準　一四二

一一〇　電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の⑵の規定に基づき、小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備の一部を改正する件　二〇五

一一一　中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件　二〇五

一一二　工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件　二〇五

一一三　平成二十六年度中小企業支援計画　二一111四〇

一一四　商業統計調査規則第九条第一項の規定に基づき、準備調査名簿の様式を定めた件　二一111四五

一一五　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき、認定を受けた学校の学科名の変更届出があった件　二二

一一六　エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する告示　二三四

一一七　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二七四

一一八　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　二七四

一一九　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　二七五

一二〇　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件　二七五

一二一　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　二七五

一二二　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　二七五

一二三　工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件　二八六

一二四　平成十六年経済産業省告示第六十七号の一部を改正する告示　二九三

一二五　電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する件　三〇六

一二六　容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示　三〇119六六

○経済産業省、国土交通省、環境省

一一五―一二三　少数生産車の型式を承認した件　一二二

○国土交通省

五二三　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　一97二〇

五二四五二五　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件　二六

五二六―五二八　国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件　七一